

第4章 個人情報保護

特定健診・特定保健指導の記録については、保存期間を5年間とする。

個人情報保護の取り扱いに関しては、「中央市個人情報保護条例」及び個人情報保護法に基づき厚生労働省で定めたガイドラインを遵守する。

特定健診・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していく。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

法律第19条3「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」と定められており、特定健康診査等実施計画を市広報及びホームページにより周知を図る。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健診、特定保健指導ともに、毎年その実績及び取り組みの状況について、中央市健康づくり推進協議会及び中央市国民健康保険運営協議会に報告をし、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向け、常に見直しを図っていくものとする。